

# 後期高齢者医療保険料が変わります

## ▼後期高齢者医療保険制度

後期高齢者医療保険制度は、主に75歳以上の方が被保険者となる高齢者のための医療制度です。

医療費の財源は、5割を公費、4割を若い世代の保険料、残りの1割を被保険者が負担する仕組みで、都道府県ごとに制度を運営する後期高齢者医療広域連合が運営しています。

## ▼保険料率の改定

保険料の計算の基となる保険料率は、広域連合が決定し、2年ごとに改正されますが、今後医療給付費の上昇が想定されていることから、保険料率の上昇は避けられないところです。

これらの影響により、今回の改定では保険料率が急激な上昇を抑え、低所得者の負担軽減のため、剰余金と県の財政安定化基金の一部を取り崩すことで、保険料率の急激な上昇を抑制しています。



平成26年度・27年度の保険料率等(均等割額・所得割率)は次のとおりとなります。

保険料率等	平成24・25年度	平成26・27年度
均等割額(年額)	41,099円	42,580円
所得割率	8.01%	8.30%

また、年間保険料の限度額は、55万円から57万円に変更されました。

## ▼保険料の計算方法

保険料は、被保険者一人ずつで算定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります。

## ▼均等割額の軽減措置

世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計に応じて、均等割額が次のとおり軽減されます。詳しくはお問い合わせください。

世帯の総所得金額等の基準	軽減割合	軽減される額	軽減後の均等割額
33万円	8.5割	36,193円	6,387円
上記世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円(その他の各種所得なし)の場合	9割	38,322円	4,258円
33万円+(24万5千円×当該世帯に属する被保険者数)	5割	21,290円	21,290円
33万円+(45万円×当該世帯に属する被保険者の数)	2割	8,516円	34,064円

## 問

町民課  
☎内線274・275

## 国保システムで「個人の健康に関する情報」を活用

平成26年度より国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針が改正され、各市町村は健康・医療情報を活用して効果的・効率的な保健事業の実施及び評価を行うことになりました。

本町では、7月より、国民健康保険団体連合会のシステムを利用し、被保険者の医療機関への受診状況等の「個人の健康に関する情報」を活用し、保健事業を実施していきます。

問 町民課 ☎内線245

## 「神奈川県迷惑行為防止条例」の一部が変わります!

### 【主な改正点】

- ・第3条(卑わい行為の禁止)  
盗撮等の目的によりカメラ等を「設置」又は「向ける」行為の禁止等
- ・第11条(つきまとい等の禁止)  
つきまとい等の禁止行為の追加等

【施行日】平成26年7月1日

問 大磯警察署 ☎(72)0110

## 後期高齢者医療制度に加入されている皆様へ

### 8月1日から 保険証が新しくなります

現在お使いの保険証(だいたい色)の有効期限は平成26年7月31日までです。

8月1日以降にお使いいただく新しい保険証(水色・上部に青帯入)は7月中旬に書留で郵送します。

8月1日を過ぎても保険証が届かない場合は、お問い合わせください。



## 問

町民課  
☎内線274・275